

介護職員等特定処遇改善加算の情報公開（見える化要件）

【介護職員等特定処遇改善加算とは？】

・介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。

令和元（2019）年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

当該加算を算定するにあたり、

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

という3つの要件を満たしている必要があります。

Cの「見える化」要件とは、①2020年度からの算定要件で、②介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当社における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

【入職促進に向けた取り組み】

・他業種からの転職者・主婦層・中高年齢者・経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

【資質の向上やキャリアアップに向けた支援】

・資格取得支援制度を導入し、受講費・研修費等の補助をおこなう。また、勤務シフトの調整等をおこなうことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境の整備

【両立支援・多様な働き方の推進】

・勤務シフトの調整等による有給休暇が取得しやすい環境の整備

【腰痛を含む心身の健康管理】

・事故・トラブル時の対応マニュアル等の作成等の体制の整備

【生産性向上のための業務改善の取り組み】

・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫による情報共有や作業負担の軽減

【やりがい・働きがいの構成】

・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善